

第4次 米子市男女共同参画推進計画

概要版



米子市のイメージキャラクター「ヨネギーズ」

令和5年(2023)年

米子市

男女共同参画とは…

一人ひとりがお互いを尊重しあい、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮して、喜びや責任を分かち合うことです。

第4次米子市男女共同参画推進計画の概要

計画策定の趣旨

米子市では、平成22(2010)年に制定された「米子市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて、平成25(2013)年には第2次、平成30(2018)年には第3次の「米子市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策の推進を図ってきました。

この間、少子高齢化、家族形態や地域社会の多様化など社会情勢も変化し、また、依然として様々な形態の人権侵害も存在していることが明らかになってくるなど、すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を發揮して生き生きと暮らせる社会の実現には、いまだに解決すべき多くの課題が残されています。

こうした現状から国際社会、国、県の動きや社会情勢を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに実効性の高いものとするため、「第4次米子市男女共同参画推進計画」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、「米子市男女共同参画推進条例」第10条第1項に規定された計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定される「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含するものです。

計画の期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

計画の基本理念

米子市では、「米子市男女共同参画推進条例」において、6つの基本理念を掲げており、その基本理念が男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方や方向性を示していることから、その内容を本計画の基本理念とします。

- ① 一人ひとりの人権が尊重され、性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと
- ② 誰もが、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと
- ③ 誰もが、多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること
- ④ 活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮すること
- ⑤ 誰もが、対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保されること
- ⑥ 誰もが、家庭生活において対等な役割を果たし、家庭生活と経済活動、地域活動などを両立して行うことができること

計画の目標

誰もが自分らしく 生き生き暮らせるまち

誰もが性別にかかわらずなく、その個性と能力を発揮して、お互いの人権を尊重し、自分らしくいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。

計画の基本テーマ

計画の基本理念に基づき、米子市の男女共同参画施策を体系的に推進するため、全体計画を基本となる3つのテーマごとにまとめています。

基本テーマⅠ

男女共同参画社会
の実現に向けた
基盤づくり

基本テーマⅡ

誰もが健康で
安心して暮らせる
社会づくり

基本テーマⅢ

誰もが楽しく
活躍できる
環境づくり

第4次米子市男女共同参画推進計画の推進

1 推進体制の整備

米子市男女共同参画推進審議会

男女共同参画に関する施策の推進について調査審議するために、条例に基づいて設置された附属機関です。

米子市人権施策推進会議

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための総合調整機関です。

2 市民・事業者等との協働と連携

市、市民、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協働し、男女共同参画社会の実現に向けて、相互に連携を図ります。

市の役割

- 男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的に実施します。
- 市民や事業者等、国、県などとの協働・連携に努めます。

市民の役割

- 男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、地域などで自主的に男女共同参画の推進に努めます。
- 市が実施する施策に協力するよう努めます。

事業者等の役割

- 事業活動等において、男女共同参画について理解を深め、就業環境の整備等に努めます。
- 市が実施する施策に協力するよう努めます。

※市民 … 市内に居住している人および市内の事業所や学校に通勤・通学している人
事業者等 … 企業、自営業者、各種団体など事業活動を行う個人や法人、自治会、PTAなど

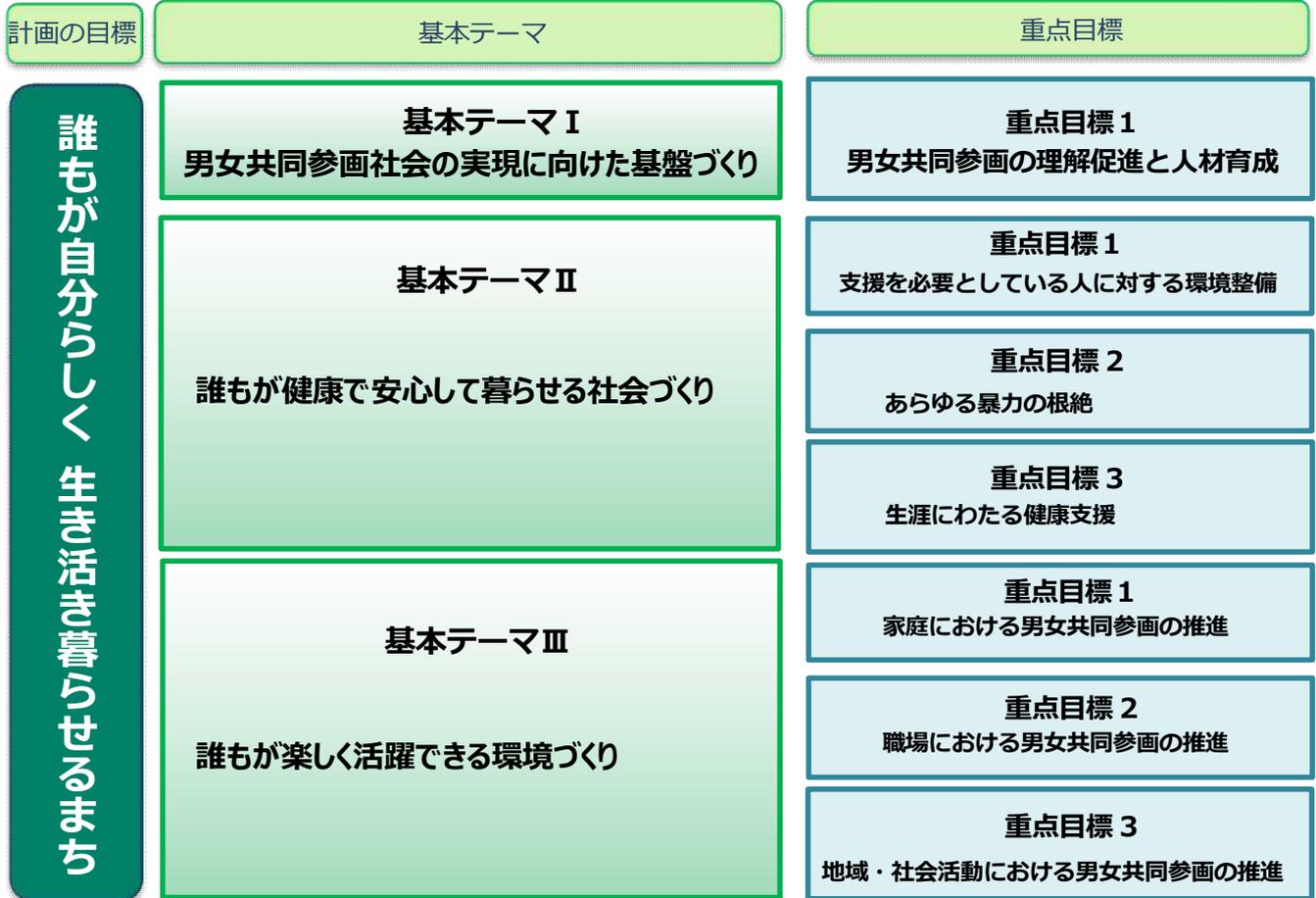
3 国・県等関係機関との連携

計画の効果的な推進を図るため、国や県および他の自治体、関係機関との連携や交流を図るとともに、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

4 計画の進行管理

毎年度ごとに計画の実施状況の進行管理と施策の評価を行い、その結果を米子市男女共同参画推進審議会および米子市人権施策推進会議に報告して審議を受け、公表します。

第4次米子市男女共同参画推進計画の体系



※基本テーマⅡの重点目標2を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

基本テーマⅢの重点目標1、2及び3の一部を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけます。

基本テーマ

I

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画について正しく理解し、家庭や職場、地域などにおいて性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、誰もが性別に関わりなく個性や能力を発揮することができる基盤づくりを推進します。

重点目標

1

男女共同参画の理解促進と人材育成

<p>1 一般市民啓発・人材育成</p> <p>ジェンダー平等の実現や誰もが個性や能力を十分発揮できる社会づくりなどの必要性を理解し、認識を深めるように、わかりやすい啓発や広報、学習機会の提供を行います。</p>	<p>2 行政職員の人材育成</p> <p>一人ひとりが人権意識や男女共同参画の視点を持ち、多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応して業務を遂行していくことができるような人材育成に努めます。</p>
<p>3 子どもたちの男女共同参画の推進</p> <p>子どもたちが個性と能力を発揮できるように、ジェンダー平等や男女共同参画に対する理解を促進し、家庭や家事、社会生活・国際理解について考え行動する力を育てることに努めます。</p>	<p>4 生涯にわたる男女共同参画の推進</p> <p>ジェンダー平等の実現に向け、学校と家庭、地域社会において、人権や男女共同参画の視点での学習機会の提供を行います。</p>

誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

様々な立場の人権に配慮して、誰もが安全・安心に暮らせるよう、あらゆる形態の暴力を根絶し、また様々な困難を抱えている人々への支援や誰もが生涯健康で生き生きと暮らせる環境づくりを推進します。

重点目標

1

支援を必要としている人に対する環境整備

5 高齢者への支援

高齢者が地域で安心して暮らせるように、地区の民生委員や地域包括支援センターなどと連携して、高齢者の生活を支える環境を整備し、その生活を支援します。

6 障がい者への支援

障がいや障がい者に対する理解と認識を深め、障がいのある人が地域社会で安心して生活できるように、福祉サービスの提供や支援を行います。

7 外国人居住者への支援

在住外国人に対して、必要な情報の提供や相談体制を整備して、生活上の不安を解消し安心して暮らせるように支援します。

8 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるように、生活支援、就業支援などの状況に応じた支援体制を充実します。

9 防災・復興支援における参画

地域防災計画や防災に関する施策等に、女性をはじめ様々な人々の意見などが反映されるよう、防災会議や防災組織への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

重点目標

2

あらゆる暴力の根絶

10 DV・ハラスメント被害者への支援及び防止啓発

DVの予防と根絶に向けた啓発活動を推進し、関係機関と連携して被害者を支援します。職場等において安心して働けるように、ハラスメント等防止の啓発や情報提供を行います。

11 相談しやすい体制の強化

相談体制の充実、多様な相談方法の周知を図るとともに、関係機関と連携して被害者に対する支援を行います。

重点目標

3

生涯にわたる健康支援

12 健康の保持増進に関する支援

誰もが主体的に、生涯を通じた心身の健康の維持や増進、管理ができるように、健康に関する学習機会の提供や啓発を行います。健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

13 妊娠・出産・性に関わる健康支援

妊娠や出産に対する不安を解消し、安心して子どもを産み育てられるように支援します。妊娠・出産などに関わる健康保持や女性特有の疾病についての学習機会の提供に努めます。

14 学校教育における健康学習

命や体を大切にすることや、性に対する正しい知識や理解を持つような学習や相談体制を充実します。学校給食を通して食育を推進します。

誰もが楽しく活躍できる環境づくり

男女が互いに助け合いながら、仕事と家庭生活や地域活動などのバランスを図りつつ、家庭や職場、地域などあらゆる場面に参画し、能力を発揮して活躍できる環境づくりを推進します。

重点目標

1

家庭における男女共同参画の推進

15 家事・育児・介護への男性の参画推進

男性が積極的に、家庭での役割を担うことができるように学習機会を提供するとともに、家族が協力して、家庭生活における責任を果たすことができるように啓発を行います。

16 子育て支援、保育・介護サービスの充実

子どもたちがすくすくと健やかに、個性豊かに育つように、市や保護者、地域、事業者、関係団体が連携して、子育てに関する相談や子育て支援サービスを充実します。介護者の負担を軽減するため、柔軟な介護サービスを推進します。

重点目標

2

職場における男女共同参画の推進

17 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事・家庭生活・自分自身のための活動のバランスを図ることにより、多様な生き方を選択し、それを実現することができるように意識の醸成や環境づくりを推進します。

18 男性の育児・介護休業取得推進

男性が積極的に子育てや介護に関われるように、子育てや介護に対する責任と参画への必要性について理解を促進し、意識を高めるための学習機会の提供や啓発を行います。

19 女性の経営参画推進および起業・再就職支援

農業や商業などの自営業における女性の経営への参画を推進します。
女性が自分の能力やキャリアを活かして活躍できるように、起業や再就職を支援します。

重点目標

3

地域・社会活動における男女共同参画の推進

20 審議会等での参画の推進

多様な視点でより良い施策を策定するために、女性の委員を積極的に登用して、様々な意思が反映できるような審議会等の構成を推進します。それぞれの個性や能力を発揮し、自らの意思で、意思決定の領域に参画できるような環境を整え、学習機会の提供を行います。

21 地域活動・まちづくり等における参画

地域活動の場において、多くの人が協働して様々な視点や意見が反映されるように、性別による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが地域社会の担い手となる意識を高めます。

相談窓口



◆米子市の相談窓口 月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝日を除く

ひとりで悩まず、相談してください。

DVや女性の相談
米子市こども相談課 家庭児童相談室
ふれあいの里(錦町一丁目)

電話: **(0859) 23-5138**

Eメール: kodomosoudan@city.yonago.lg.jp

福祉の困りごと
米子市ふれあいの里
総合相談支援センター えしこに
ふれあいの里(錦町一丁目)

電話: **(0859) 21-8428**

Eメール: furesato@city.yonago.lg.jp

◆配偶者暴力相談支援センター 月曜日～金曜日 8:30～17:15 祝日を除く

西部

鳥取県西部総合事務所
県民福祉局地域福祉課
電話:(0859)
31-9304
FAX:(0859)
34-1392

中部

鳥取県中部総合事務所
県民福祉局地域福祉課
電話: (0858)
23-3147
FAX: (0858)
23-4803

東部

鳥取県
福祉相談センター
女性相談課
電話: (0857)
27-8630
FAX: (0857)
21-3025

◆DV 夜間休日電話相談 >>> 電話:**0858-26-9807**

夜間(毎日 17:15～8:30)
休日(土・日・祝日 24時間)

◆性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)

電話:**0120-946-328**(県内通話無料) 365日24時間対応

URL : <https://clover-tori.jp/>

◆DV加害に関する電話相談 DVをしてしまった方、してしまいそうな方

電話:**0857-22-7867** 毎月第3金曜日(祝日の場合はその前日) **18:30～20:30**

◆鳥取県男女共同参画センターよりん彩相談室
西部相談室 電話:**0859-33-3955**

月曜日～金曜日(第3木曜日を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00
第3木曜日 9:00～11:30

鳥取県よりん彩
相談室の情報は、
こちらから⇒



◆警察 警察総合相談電話 **0857-27-9110 (#9110)**

警察本部性犯罪 110 番 **0857-22-7110**

緊急電話 **110 番**

第4次米子市男女共同参画推進計画〔概要版〕

令和5年(2023)年3月発行

編集・発行 米子市総合政策部男女共同参画推進課

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

TEL:0859-23-5419 FAX:0859-23-5392 E-mail: danjyo@city.yonago.lg.jp